

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例		
条 例 番 号	昭和 45 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	将来県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	将来県内において、理学療法士及び作業療法士（以下「理学療法士等」という。）の業務に従事する人材を育成するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	修学資金の貸付けを受けた多数の学生が卒業後県内で理学療法士等として就業しており、県内の理学療法士等の人材の確保・育成に有効に機能している。	貸付実績人数 H19：94名、28,050千円 H20：79名、23,400千円 H21：68名、20,400千円 (H21は当初予算額)
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	修学資金の額、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。	貸付額 月額 25,000円
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	将来県内において、理学療法士等の業務に従事する人材を育成するため、修学資金の貸付けを規定する本条例の内容は、保健・医療・福祉人材の育成・確保を推進する県政の基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無